

交付代行者等個人情報保護指針

平成 1 7 年 1 2 月 2 7 日
社団法人 全国自動車標板協議会

当協議会は、道路運送車両法の規定により、自動車登録番号標の交付に関する国の業務を代行する者として国土交通大臣の指定を受けた自動車登録番号標交付代行者、車両番号標を頒布する者（以下「交付代行者等」という。）等で構成し、自動車登録番号標の交付代行業務及び車両番号標の頒布業務（以下「交付代行業務等」という。）の公正にして健全な運営を図ることを目的として設立された社団法人である。

当協議会の構成員の交付代行業務等における希望番号予約業務及び自動車番号再交付業務で取り扱う個人情報の管理については、些かの遺漏もあってはならず国からの負託に応えなければならない。

従って、構成員である交付代行者等の個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「ガ」という。）を踏まえ、個人情報保護法（以下「法」という。）第43条第1項の規定に基づきここに個人情報保護指針を定める。

第一章 総則

第二章 交付代行者等の義務等

第三章 保有個人データの開示等

第四章 苦情への対応等

第一章 総則

（目的）

第一条 本指針は、交付代行者等の交付代行業務等における希望番号予約業務、自動車番号標再交付業務における個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを目的とし、当協議会が定める。

（定義）

第二条 本指針で用いる用語の定義は、以下に定めるところによる。

1) 個人情報とは、（法第2条第1項、ガ第三条第一号関連）

生存する個人に関する情報※であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。

2) 個人データベース等とは、（法第2条第2項、ガ第三条第二号関連）

個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。

①特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

②電子計算機を用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順、年月日順等）に従って整理・分類することにより、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているもの

3) 「個人情報取扱事業者」とは（法第2条第3項、ガ第三条第三号関連）

個人情報データベース等を事業の用に供している交付代行者等のうち、個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等で個人情報として氏名又は住所若しくは居所（地図又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。）若しくは電話番号のみが含まれる場合であって、これを編集し、又は加工することなくその事業のように供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人を除く。）の合計が過去六ヶ月以内のいずれかの日において五千を超える交付代行者等をいう。

4) 個人データとは（法第2条第4項、ガ第三条第四号関連）

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

5) 保有個人データとは（法第2条第5項、ガ第三条第五号関連）

個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する個人データをいう。

ただし、次の（一）又は（二）の場合を除く。

（一）当該個人データの存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして、次に掲げるもの。

- ①本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- ②違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- ③国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- ④犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(二) 六ヶ月以内に消去する（更新することは除く。）こととなるもの

- 6) 本人とは（法第2条第6項、ガ第三条第六号関連）
個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7) 本人に通知とは（法第18条第1項、ガ第五条第1項関連）
本人に直接知らしめることをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。
- 8) 公表とは（法第18条第1項、ガ第五条第1項関連）
広く一般に自己の意思を知らせること（国民一般その他不特定多数の人々を知ることができるように発表すること）をいう。ただし、公表にあたっては、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法によらなければならない。
- 9) 本人に対し、その利用目的を明示とは（法第18条第2項、ガ第五条第2項関連）
本人に対し、その利用目的を明確に示すことをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。
- 10) 本人の同意とは（法第16条第1項、ガ第六条第1項関連）
本人の個人情報が、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。（当該本人であることを確認できることが前提）
- 11) 本人が容易に知り得る状態とは（法第23条第2項、ガ第十二条第2項関連）
本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態に置いていることをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。
- 12) 本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）とは
（法第24条第1項、ガ第十三条第1項関連）
ウェブ画面への掲載、パンフレットの配付、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等、本人が知ろうとすれば、知ることのできる状態に置くことをいい、常にその時点での正確な内容を本人の知り得る状態に置かなければならない。必ずしもウェブ画面への掲載、又は事務所等の窓口等へ掲示すること等が継続的に行われることまで必要とするものではないが、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。
- 13) 提供とは（法第23条第1項、ガ第十二条第1項関連）
個人データを利用可能な状態に置くことをいう。個人データが、物理的に提供されていない場合であっても、ネットワーク等を利用することにより、個人データを利用できる状態にあれば（利用する権限が与えられていれば）「提供」に該当する。

第二章 交付代行者等の義務等

（利用目的の特定）（法第15条、ガ第四条関連）

第三条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有する

と合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の通知等) (法第18条、ガ第五条関連)

第四条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。

ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれのあるとき

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(利用目的による制限) (法第16条、ガ第六条関連)

第五条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第三条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれのあるとき

(適正な取得) (法第17条、ガ第七条関連)

第六条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(データ内容の正確性の確保) (法第19条、ガ第八条関連)

第七条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理措置) (法第20条、ガ第九条関連)

第八条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じなければならない。その際、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、必要かつ適切なものとする。

2 個人情報取扱事業者は、組織的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずるよう努めるものとする。

- 一 個人情報保護管理者の設置
- 二 個人データの安全管理措置を講じるための組織体制の整備
- 三 個人データの安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に従った運用
- 四 個人データ取扱台帳の整備
- 五 個人データの安全管理措置の評価、見直し及び改善
- 六 事故又は違反への対処について手続きの策定

3 個人情報取扱事業者は、人的安全管理措置のため次の事項について措置を講ずるよう努めるものとする。

- 一 従業員の雇用及び委託契約時における非開示契約の締結
- 二 従業員に対する教育、啓発の実施

4 個人情報取扱事業者は、物理的安全管理措置のため次の事項について措置を講ずるよう努めるものとする。

- 一 入退館(室)管理の実施
- 二 盗難等に対する対策
- 三 機器、装置等の物理的な保護

5 個人情報取扱事業者は、技術的安全管理措置のため次の事項について措置を講ずるよう努めるものとする。

- 一 個人データへのアクセスにおける識別と認証
- 二 個人データへのアクセス制御
- 三 個人データへのアクセス権限の管理
- 四 個人データのアクセスの記録
- 五 個人データを取り扱う情報システムに対する不正ソフトウェア対策
- 六 個人データの移送・通信時の対策
- 七 個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策

八 個人データを取り扱う情報システムの監視

(従業者の監督) (法第21条、ガ第十条関連)

第九条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督等) (法第22条、ガ第十一条関連)

第十条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱の全部又は一部を委託する場合は、その取扱を委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、個人情報の保護について十分な措置を講じている者を委託先として選定するための基準を設けるよう努めるものとする。

3 個人情報取扱事業者は、前項の規定を遵守するために次に掲げる事項について委託契約時に明確化に努めるものとする。

一 個人データの安全管理に関する事項。例えば次に掲げる事項。

イ 個人データの漏えい防止、盗用の禁止に関する事項

ロ 委託契約範囲外の加工、利用の禁止

ハ 委託契約範囲外の複写、複製の禁止

ニ 委託処理期間

ホ 委託契約終了後の個人データの返還・消去・廃棄に関する事項

二 個人データの取扱の再委託を行うに当たっての委託元への報告とその方法

三 個人データの取扱状況に関する委託者への報告の内容及び頻度

四 委託契約内容、期間が遵守されていることへの確認

五 委託契約内容、期間が遵守されなかった場合の措置

六 個人データの漏えい等の事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項

七 個人データの漏えい等の事故が発生した場合の委託元と委託先の責任の範囲

八 別納契約ディーラに対し付与するIDやパスワードに関する事項

4 個人情報取扱事業者に課せられた前項第1項の委託先に対する監督、前項第2項の選定基準及び前項第3項の委託先の遵守事項については、当協議会において安全管理が図られるよう措置するものとする。

(第三者提供の制限) (法第23条、ガ第十二条関連)

第十一条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれのあるとき

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の手段又は方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データを第三者への提供を禁止すること

3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱の全部又は一部を委託する場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなくてはならない。

第三章 保有個人データの開示等

(保有個人データに関する事項の公表等) (法第24条、ガ第十三条関連)

第十二条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称

二 すべての保有個人データの利用目的(第四条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。)

三 次項、次条第一項、第十四条第一項又は第十五条第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続(第十八条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)

四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として次に掲げるもの

イ 当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの取扱に関する苦情の申出先

ロ 当該個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

二 第四条第四項第一号から第三号までに該当する場合

三 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示) (法第25条、ガ第十四条関連)

第十三条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示(当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を求められたときは、本人に対し、書面の交付(開示の求めを行った者が同意した方法があるときは当該方法)により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。

ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれのある場合

三 他の法令に違反することとなる場合

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 他の法令の規定により、本人に対し第一項の本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部保有個人データについては、同項の規定は適用しない。

(訂正等) (法第26条、ガ第十五条関連)

第十四条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続きが定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。

(利用停止等) (法第27条、ガ第十六条関連)

第十五条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第五条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第六条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用の停止等を行わなければならない。

ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十一条第一項の規定に違反して第三者に提供されている理由によって、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。

ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明) (法第28条、ガ第十七条関連)

第十六条 個人情報取扱事業者は、第十二条第三項、第十三条第二項、第十四条第二項又は前条第三項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の求めに応じる手続き) (法第29条、ガ第十八条関連)

第十七条 個人情報取扱事業者は、第十二条第二項、第十三条第一項、第十四条第一項又は第十五条第一項若しくは第二項の規定による求め(以下この条において「開示等の求め」という。)に関し次の各号に掲げるとおり、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

一 開示等の求めの申出先

二 開示等の求めに際して提出すべき書面(電子的方式、磁気的格式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)の様式その他の開示等の求めの方式

三 開示等の求めをする者が本人又は第三項に規定する代理人であることの確認方法

四 第十八条第一項の手数料の徴収方法

2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合に置いて、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定するに資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 開示等の求めは、次に掲げる代理人によってすることができる。

一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

二 開示等の求めをするにつき本人が委任した代理人

4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続きを定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料) (法第30条、ガ第十九条関連)

第十八条 個人情報取扱事業者は、第十二条第二項の規定による利用目的の通知又は第十三条第一項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲において、その手数料の額を定めなければならない。

第四章 苦情への対応等

(個人情報取扱事業者による苦情の処理) (法第31条、ガ第二十条関連)

第十九条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(漏えい等が発生した場合の対応) (ガ第二十一条関連)

第二十条 個人情報取扱事業者は、個人データの漏えい等が発生した場合は、事実関係を本人に速やかに通知するものとする。

- 2 個人情報取扱事業者は、個人データの漏えい等が発生した場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表するものとする。
- 3 個人情報取扱事業者は、個人データの漏えい等が発生した場合は事実関係を国土交通省に直ちに報告するものとする。

(個人情報取扱事業者以外の事業等に個人情報の取扱) (ガ附則第二条関連)

第二十一条 個人情報取扱事業者に該当しないとされる交付代行者等においても、この指針に準じて、その適正な取扱いの確保に努めるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この指針は、国土交通大臣の認定を受けた日から施行する。